

## 山口県と連動した大分県の魅力発信事業 業務委託仕様書

### 1 目的

東九州道の開通や周防灘フェリー路線によって、山口県と大分県の交通アクセスが向上するなかにおいて、両県を巡る旅行客が少ない状況にある。

このようななか、両県の共通した魅力ある素材を相互に連動させ、各県が情報発信を行うことで、両県の周遊を促し、誘客促進を図る。

### 2 履行期間

契約締結日から平成30年1月15日（月）まで

### 3 委託契約上限額

1,500,000円（消費税及び地方消費税含む）

### 4 内容

上記の趣旨により、大分県の情報発信業務を行うこととする。

- (1) 山口県の情報発信を担っている「北出恭子様」と連携した魅力ある大分県素材の選定
- (2) 上記（1）で選定した魅力ある素材を「北出恭子様」と連携し、取材及び記事の作成
- (3) 上記（2）を基に大分県ページの作成  
※HTML形式での納品  
(以後、ツーリズムおおいたのホームページに掲載することを想定している。)
- (4) 上記（3）において作成した大分県ページを基に山口県の素材も含めた対比ができる共同トップページの作成（1ページ）  
※HTML形式での納品  
(以後、ツーリズムおおいたのホームページに掲載することを想定している。)  
※山口県の素材については、当方が山口県から入手して提供する。
- (5) 上記（3）、（4）のバナー作成  
大分県ページ、山口県ページにリンクを貼るためのバナーを作成する。

## 5 その他

### (1) 業務実施にあたっての留意事項

①業務の実施にあたっては、委託者と十分協議・連絡をとり、その指示及び監督を受けなければならない。

②業務の遂行にあたり、発生した事故については、委託者の責任において対処することとする。

③事故等により発生した損害は受託者が負担するものとする。ただし、その損害が委託者の責めに帰する事由により発生したと認めた場合は、その損害は委託者が負担するものとし、その額は委託者と受託者で協議して決定する。

### (2) 業務の実施体制

①業務全体を統括するための責任者を置くこと。

②統括責任者は、業務執行に必要な要員を確実に手配すること。また、業務実施体制表を作成し、委託者へ提出すること。

③統括責任者は、業務執行の進捗状況を常に把握し、定期的に委託者へ口頭もしくは書面で報告すること。